

高校生通学定期券の購入補助制度

3月が申請期間です

3月31日
まで
(申請期間)



町では子育て支援事業として、町内在住の高校生等の保護者に対し、対象の路線バス、電車、新幹線の定期券購入費用の2分の1の額を補助します。

3月は申請の期間です。お早めに手続きをお願いします。

●対象者

町内に住所を有し、高等学校等に通学するために定期券を購入した生徒（高等学校等に在籍し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）の保護者

●申請期間（令和7年度分）

3月1日から3月31日まで

（4月以降の申請は受け付けません）

●補助率

定期券購入費用の2分の1の額を補助
(100円未満は切り捨て)

●対象交通／乗車区間（最寄り駅・バス停まで）

(1) 路線バス

町内の停留所から高等学校等まで
(鎌田線、猿ヶ京線および水上線に限る)

(2) 電車

利根沼田管内の鉄道駅から高等学校等まで

(3) 新幹線

町内の鉄道駅から高等学校等まで

●必要書類

- (1) 在学を証明する書類（学生証など）
- (2) 定期券の写し、または購入した定期券の①有効区間、②有効期間、③購入金額などがわかる書類

●申請方法

購入し保管している1年分の定期券（4月1日から3月31日までのもの）をまとめて、申請期間内に、次(右)のフォームより申請してください。



<https://logoform.jp/form/tzTd/820479>

●注意事項

- (1) 年度をまたいでいる定期券（例：3月1日～5月31日）も対象となります。その場合は日割り計算によって補助額を算出します。なお、翌年度へまたがっている定期券については、翌年度の申請にも使用しますので忘れずに保管をお願いします。
- (2) 定期券購入時の領収書では利用区間、利用期間等が判別できないためお受けすることができません。
- (3) 「モバイル Suica 定期券」「バスもり！定期券」などは、画面をスクリーンショットのうえ添付してください。
「Suica 定期券（カード式）」などは、定期券を購入するたびにカードへの印字が上書きされてしまうため、購入時に写真を撮るもしくはプリントアウトしておくなどのご対応をお願いしています。
- (4) 定期券を紛失した、写真を撮り忘れたなどの場合には補助金を交付できませんのでご了承ください。

